

島根県南

令和元年9月27日(金)

4 2 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

次

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

【規 則】						
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を	(情	報	政	策	課)	2
改正する規則						
島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	(障:	がし	へ福	私	課)	2
島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中	小	企	業	課)	4
【告 示】						
島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第	(情	報	政	策	課)	4
1項の規定により知事が指定する方法の一部改正						
家畜伝染病の患畜の発生の届出	(畜		産		課)	4
土地改良区の定款変更の認可	(農	村	整	備	課)	5
保安林予定森林(2件)	(森	林	整	備	課)	5
指定施業要件の変更予定保安林	(IJ)	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変	(中	小	企	業	課)	6
更の届出						
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料	(建	築	住	宅	課)	7
【公告】						
林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	(森	林	整	備	課)	10
公共測量の実施	(技	術	管	理	課)	10
【教委規則】						
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	(教	育	指	導	課)	10
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	(")	13

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第33号)

1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理(別表関係)

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。

◇島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第34号)

1 規則の概要

様式の整理(様式第1号・様式第2号・様式第7号―様式第9号・様式第13号・様式第16号・様式第18号の2・様式第24号―様式第26号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第35号)

1 規則の概要

中小企業等経営強化法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財 務及び会計並びに人事管理に関する省令の改正に伴う規定の整理(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第33号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の項中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第34号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年島根県規則第12号)の一部を次のように改正する。

に改める。

大 様式第1号中 を削る。 平」 様式第2号中 平成 月 を 令和 年 月 に、 (3) 昭和 (1) 昭和 (2) 平成 (3) 令和 年 月 を に、 日 (1) 大正 (2) 昭和 (3) 平成 (4) 令和 (1) 明治(2) 大正 に改める。 「明 大 様式第7号中 <u></u>を削る。 昭 平」 明治 昭和 様式第8号表面中 生年月日 年 月 目 を 大正 平成 明治 大正 に改める。 生年月日 昭和 平成 年 月 日 令和 様式第9号表面中 明治 1 氏 名 2 生年月日 年 月 日 . 昭和 女 を 明治 男 大正 年 月 日 1 氏 名 2 生年月日 . 平成

3

「明

様式第13号、様式第16号、様式第18号の2及び様式第24号から様式第26号までの様式中

大 を削る。 昭

平」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第35号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表1の項貸付けの相手方の欄中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表2の項貸付けの相手方の欄中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改め、同表11の項高度化事業の内容の欄及び12の項高度化事業の内容の欄中「、同号口に規定する認定基盤施設計画」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」に、「同号ニ」を「同号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第254号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第1項の規定により知事が指定する方法 (平成25年島根県告示第179号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

島根県告示第255号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、患畜が発生した旨の届出があったので、同条 第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の	患畜及び疑似	頭数	発生の場所	発生年月日	その他参考となる
水田 四米州 0万宝城	種類	患畜の区分	英外	又は区域	九工十八日	べき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	益田市黒周町	令和元年9月12日	ホルスタイン
						県外導入牛

島根県告示第256号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大社町土地改良区の定款変更を令和元年9月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

報

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第257号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町上河戸103、105、107、651-2、653-3 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町上河戸103・105・107・651-2・653-3 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第258号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 雲南市大東町川井2-1、5-1、6
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第259号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 鹿足郡吉賀町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第260号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里3-3-1
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置
 - 本館西側に屋外駐車場VII(68台)を追加設置
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで

屋外駐車場Ⅷ:午前8時30分から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 19か所

(変更後) 20か所(屋外駐車場Ⅷの東側に1か所設置)

(4) 変更する年月日

令和2年5月13日

2 届出年月日

令和元年9月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課(出雲市今市町70)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第261号

島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)第50条第1項の規定により、入居者駐車場の使用料を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則(昭和37年島根県規則第64号)第19条第2項の規定により告示し、令和元年10月1日から施行する。

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料(平成26年島根県告示第115号)は、廃止する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

所 在 地	団地の名称	使 用 料
松江市	幸町団地	1,870円
	長者原団地	1,540円
	山代団地	1,650円
	古志原団地	1,650円
	浜佐陀団地	1,540円
	凇北台団地	_
		(550円)
	第二山代団地	1,760円

大津団地

1,430円

•		
	塩冶団地	1,760円
	有原団地	1,760円
	今市団地	1,650円
	川北天神団地	1,760円
	灘 分団地	1,320円
	牧戸団地	1,430円
	小境団地	1,320円
	駅南団地	1,650円
	山内団地	1,320円
	直江団地	1,320円
	荘原団地	1,540円
	染羽団地	1,430円
	沖田団地	1,650円
	久城団地	1,540円
	久城東団地	1,430円
	矢田団地	1,430円
	高津団地	1,760円
	原浜団地	1,540円
	高角団地	1, 320円
	土井団地	1,540円
	新矢田団地	1,540円
	吉田南団地	1,540円
	飯田団地	1,540円
	吉田団地	1,760円
	沢田団地	1,430円
Сті ІІ	諸友団地	
		1,540
安来市	白井団地	1,650円
	東臼井団地	1,540円
	神塚団地	1,540円
V-tsL-	和田団地	1,430円
[津市	沖の浜団地	1, 320円
	新星島団地	1,540円
	青山団地	1,430円
	渡津団地	1,430円
	江津中央団地	1,650円
	東高浜団地	1,540円
雲南市	そら山団地	1, 320円
反石郡飯南町	赤名団地	1,210円
 起足郡津和野町	桂川団地	_
		(330円
 电足郡吉賀町	溝上団地	1,210円

		(110円)
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,320円
	宮城ヶ丘団地	1,320円
	月無団地	1,430円

備考

- 1 使用料は、1駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が 2 駐車区画の使用許可を受けた場合の 2 台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の 2 倍と する。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 () 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地1」は「汐入団地の1号棟及び2号棟」を、「汐入団地2」は「汐入団地の3号棟」を、「汐入団地3」は「汐入団地の新5号棟、新6号棟及び新7号棟」を、「汐入団地4」は「汐入団地の8号棟、9号棟及び10号棟」を示す。

<u>公</u> 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出が あったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称							生産事業者の住所	変更年月日			
全 鄭留万		変	更	前		変	更	後		工座事業有の任例	多 文 十 月 日	
501		出雲地区森林	組合			出雲地区森林	組合	ì		出雲市塩冶町967番地	令和元年9月13日	
		代表理事組合	長	手銭	白三郎	代表理事組合	長	高砂	明弘	1		

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国 土交通省中国地方整備局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ り公告する。

令和元年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量(道路管理データ作成)

2 作業期間

令和元年9月10日から令和2年2月20日まで

3 作業地域

島根県内

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第1号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程(昭和31年島根県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中

Γ_

	ふりがな			生 年	三月	F	性別	
志	氏 名			有	= 0	П		
願	入力用文字			1	三 月	日		
者					丁目	番	- 号	
18	現住所	都府	市	町				
		道県	郡	村		番地		を
学歴			中学校	年	月	卒業・卒業	見込み	
保	氏 名							
護					丁目	番	号	
者	現住所	都府	市	町				
		道県	郡	村		番地		

Γ

	ふりがな		生 年	月	日	
志	氏 名		年	月		
願	入力用文字		+	Л	Ħ	
者	現住所					lc
	学 又 は		年	月	卒業 卒業見込み	
保	氏 名					
護者	現住所					

受検者名 性別 を

ふりがな 生 年 月 日 志 氏 名 月 年 日 願 入力用文字 者 現住所 に、 在 学 又 は 卒業 年 月 出身中学校等名 卒業見込み 氏 名 保 護 者 現住所 受検者名 を 性 別 在 学 又 は 受検者名 に、 を 出身中学校名 在学又は に、「裏面に出身中学校名」を「裏面に在学又は出身中学校等名」に改める。 出身中学校等名

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

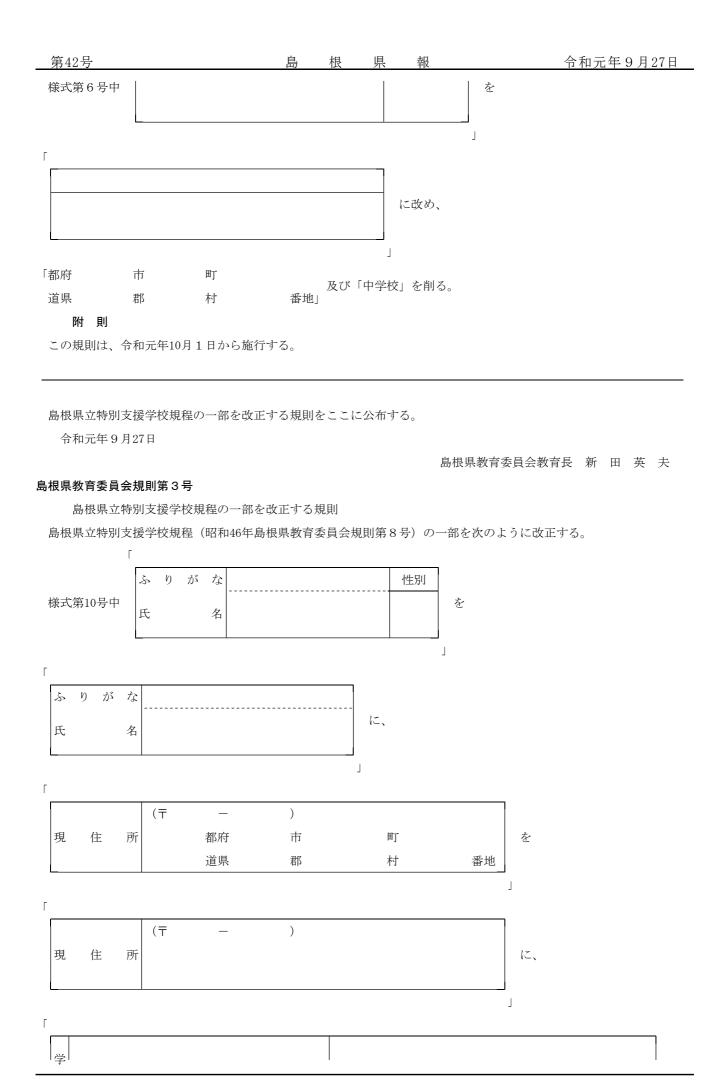
島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第2号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程(昭和32年島根県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

性	別



第42号	島	根	県 報		令和元年9月				
歴			年	月	卒業・卒業見込み	を			
[J			
在 学 又 は 出身中学校等名					年 月 卒業・卒業見込み	に			
Γ						J			
(〒 −)								
現住所		市	町			を			
道県		郡	村		番地	2			
電話番号()		_						
Γ]				
現 住 所 電話番号 ()		_			に、			
]				
ふりがな									
受検者氏名			性 別		を				
在学(出身)学校名									
5 M 45 42									
ふりがな									
受検者氏名					に改め、「(注3)志願者の学	歴の欄			
在学又は									
出身中学校等名									

は、中学校等の卒業見込み等について記入すること。」を削る。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。